

新旧対照表
 【永住出国者が携帯輸出する職業用具の認定について（昭和 54 年 4 月 18 日蔵関第 367 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
永住の目的をもって出国する者が携帯輸出する職業用具の認定は下記による。 記 1 （省略） 2 職業の認定 イ （省略） ロ 上記イの証明書を所持しない場合には、便宜、本人の勤務先の証明書等出国者の職業を証明するに足る資料によること。 ハ （省略）	永住の目的をもって出国する者が携帯輸出する職業用具の認定は下記による。 記 1 （同左） 2 職業の認定 イ （同左） ロ 上記イの証明書を所持しない場合には、便宜、<u>外国人登録証明書</u>、本人の勤務先の証明書等出国者の職業を証明するに足る資料によること。 ハ （同左）